

気候変動枠組条約第9回締約国会議 (COP9)
(12/1-12 閣僚級会合：12/10-11] 於：ミラノ(概要と評価)

平成15年12月12日
日本政府代表団

1. 全体の概要と評価

(1) 気候変動枠組条約第9回締約国会議 (COP9) は、12月12日夜、各議題決議を採択して閉会した。同会議には、我が方より、小池環境大臣、美根外務省地球環境大使、浜中環境省地球環境審議官、市川経済産業省審議官他が出席した。閉会にあたり議長 (ペルシャニ・ハンガリー環境水利大臣) は、議長総括を発出した。

(2) 小池環境大臣は、

(イ) 閣僚級円卓会合の第1セッション「気候変動、適用、緩和及び持続可能な開発」(円卓会合は、全部で3セッション) の共同議長をマーシャル諸島のロメト大臣とともに務め、政治レベルでの自由闊達な意見交換に貢献した。

(ロ) また、米、露、英、豪、韓、独、モロッコ (G77 議長国)、欧州委及びハンガリー (COP9 議長国) と会談し、京都議定書の未締結国に対して締結を促した他、気候変動問題における各国との協力体制、経済との両立や技術の役割、及び気候変動枠組条約の究極目的の達成に向けた2013年以降の更なる行動について新しい道を拓くことについて意見交換を行った。

(ハ) なお、小池大臣は、サイドイベントとして我が国の地球温暖化対策における先進的取組などにつき映像を用いたプレゼンテーションを行い、好評を得た。

(3) 評価

議長総括には、我が方が重視し、今次会合において主張してきた次の事項が盛り込まれた。

(イ) 条約の究極目的の達成に向けた重要な第一歩である京都議定書の早期発効に対する強い支持。

(ロ) 気候変動に関する政府間パネル第3次評価報告書の結果が地球温暖化対策へ向けた行動のための確かな科学的根拠を提供すること。

(ハ) 排出削減及び気候変動の影響への対応のため、すべての国のさらなる努力及び共通のルールの構築が必要であること。

(ニ) 既存の温暖化対策技術の移転及び技術革新はともに進めていくべきであり、相互に補完的であること。

(ホ) CDM の速やかな実施が重要であること。

この他、吸収源のクリーン開発メカニズム (CDM) の実施等、積み残されていた京都議定書実施のための細則が確定し、京都議定書運用のための準備が概ね整った。

(4) 次回 COP10 の開催国については、アルゼンチンが立候補し、承認された。議長は、中南米諸国グループの国が務める予定。

2. 個別問題の討議結果

(1) 2004-05 年度事務局予算問題

予算全体の規模及び京都議定書準備・実施予算の扱いを巡り議論が行われた結果、最終的に前二年度比名目約6%増の予算が承認された。

(2) 非附属書 I 国 (途上国) 国別報告書

これまで 110 カ国の非附属書 I 国が国別報告書を提出しているところ、今次会合では、第 2 回の国別報告書の提出時期について議論されたが合意に至らず、次回補助機関会合 (以下「SB」という) ('04 年 6 月)において、検討を続けることとなった。

(3) 途上国支援

開発途上国に対する支援の取組みとして、キャパシティ・ビルディング、技術移転、気候変動に対する脆弱性への対処のあり方のフォローアップが行われた。特別気候変動基金及び後発途上国基金に関し、支援範囲の拡大を要求する途上国側との協議が難航したが、運営指針について合意し、次回会合において更に議論することが決定された。また、技術移転専門家会合のメンバーとして、我が国から平石尹彦 (財)地球環境戦略研究機関上級コンサルタントが選出された。

(4) 吸収源のクリーン開発メカニズム (CDM)

吸収源 CDM としての植林の実施ルールを新たに決定した。具体的には、次のとおり。

(イ) 取得されるクレジットの非永続性を考慮して、期限付きクレジットを用いることとされた。

(ロ) 事業の追加性については、排出源 CDM と同様の記述で規定された。

(ハ) 吸収源小規模 CDM が認められた。

(ニ) 社会・経済的及び環境的影響の分析については、事業者が分析すべき項目が例示された。

(ホ) 再植林の基準年は、附属書 I 国の国内の森林の基準年と同一の 1989 年末とされ、その他のルールについては、排出源 CDM のルールとバランスの取れたものとなった。

(5) CDM 理事会からの報告

(イ) わが国の強い主張を踏まえ、CDM 理事会に対し、汎用性の高い方法論を促進するための指針の提供を求めることで合意した。

(ロ) COP7 で合意した途上国へのキャパシティ・ビルディングや資金支援の必要性について再確認した。

(ハ) 理事会議場に傍聴者が入れるようにすべきとの米国からの指摘に関し、傍聴に関する理事会手続規定の継続的レビューでも考慮する旨、コンセンサスを得た。

(6) 気候変動に関する政府間パネル第 3 次評価報告書 (TAR) の活用

TAR を今後の国際交渉の基礎として活用するための議論が行われ、次回 SB より設定される新規議題 (緩和と適用に関する科学的・技術的・社会経済的側面) の下で情報交換等の活動を進め、そのテーマを「持続可能な開発」、「選択肢と解決策」、「脆弱性とリスク」を中心とすることとなった。具体的内容を検討するため、次回 SB 期間中に関連ワークショップを開催する旨合意。

(7) 研究及び組織的観測

条約上必要な気象観測データを継続的に収集・交換するため、全球気候観測システム

(GCOS) の実施計画を次々回の SB ('04 年 11 月)までに策定するよう GCOS 事務局に要請する旨合意。なお、右策定作業にあたっては、地球観測サミット ('04 年 4 月、於東京、同年第 4 四半期、於欧州)における実施計画の策定過程との密接な連携を求めることとなった。

(了)